7　施行期日等

(一)　災害対策基本法施行令の一部を改正し、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間、中央防災会議の委員の定数を一名増員することとした。（附則第二項関係）

(二)　行政機関職員定員令の一部を改正し、内閣の機関における特別職の職員の定員を一名増員することとした。（附則第三項関係）

(三)　この政令は、法の施行の日（平成二七年六月二五日）から施行することとした。

◇平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行期日を定める政令（政令第二五七号）（文部科学省）

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行期日を平成二七年六月二五日とすることとした。

◇平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（政令第二五八号）（文部科学省）

1　派遣職員（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（以下「法」という。）第四条第七項（法第一四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。2において同じ。）に関し、法第七条第四項（法第一四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第九九条第二項の規定により組織委員会（法第二条に規定する組織委員会をいう。）及び国がそれぞれ負担すべき金額を定めることとした。（第一条関係）

2　派遣職員に関し、国家公務員共済組合法施行令の特例を定めることとした。（第二条関係）

3　派遣警察庁所属職員等（法第四条第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法第五六条第一項に規定する地方警務官である者をいう。）に関し、地方公務員等共済組合法等の特例等を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　法第一四条第一項に規定する政令で定める職員等

(一)　法第一四条第一項に規定する政令で定める職員は、臨時的に任用されている職員等とすることとした。（第五条第一項関係）

(二)　法第一四条第一項において読み替えて準用する法第三条第二項等に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例によることとした。（第五条第二項関係）

5　法第一四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関し、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例を定めることとした。（第六条関係）

6　この政令は、法の施行の日（平成二七年六月二五日）から施行することとした。

法　律

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十四号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律

（道路運送車両法の一部改正）

第一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「掲げる書面」を「定める書面」に改め、同項第三号中「乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外の」を「乗用自動車等（人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項（第七十一条の二第一項に規定する構造等に関する事項をいう。）に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定める」に、「同条第七項」を「第九十四条の五第七項」に改める。

第十一条第一項中「長。以下この条」の下に「（次項第三号及び第三項を除く。）」を加え、同条第二項中「自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が困難となつた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　自動車登録番号標が滅失し、毀損し、又は第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたとき。

二　自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別が困難となつたとき。

三　次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めたとき。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があつたときは、これを認めるものとする。

第十九条の見出しを「（自動車登録番号標の表示の義務）」に改め、同条中「、国土交通省令で定めるところにより」を削り、「及びこれ」を「を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標」に、「を見やすいように」を「の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査）

第二十四条の二　国土交通大臣は、この章に規定する自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査（以下この条において「確認調査」という。）を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2　機構は、確認調査を行つたときは、遅滞なく、当該確認調査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。